

informa
markets

インフォーマ マーケッツ スポンサーシップおよび出展規約

1. 定義

本規約において、以下の用語は以下を意味します。

- 1.0 **出展契約申込書**: 本規約が添付されるか参照により組み込まれ、パッケージの詳細が記載された出展契約申込書、または主催者が単独の載量により受け入れることを選択し得る、パッケージの詳細が記載されたその他文書。
- 1.1 **展年**: 1月1日より始り12月31日に終了する完全な12か月間。
- 1.2 **お客様**: 出展契約申込書に記載され、パッケージを購入する個人、企業、組織、団体またはその他事業体。
- 1.3 **本規約**: 本取引条件。
- 1.4 **本契約**: 本規約の出展契約申込書を併せたもの。
- 1.5 **データ保護法**: 主催者またはお客様が個人データを処理する地域、イベントが開催される地域、パッケージのいずれかの要素が提供される地域、または主催者もしくはお客様が設立された地域に適用される、データ保護およびプライバシーに関連するすべての法律。
- 1.6 **デバイス**: 来場者を対象とした見込み客獲得目的のアプリケーションまたはバーコード・スキャナー・デバイス。
- 1.7 **ディレクトリ**: ソフトウェア機能を含む場合があるがこれに限定されない、オンライン製品またはサービスのディレクトリまたはその他のリスト(当該イベントの出展者、スポンサーおよび来場者のみを対象とするかを問いません。)
- 1.8 **ディレクトリ・コンテンツ**: ディレクトリに含まれるため、お客様またはその職員が提供する(ディレクトリに直接アップロードするか、その他の方法によるかを問います。)すべてのコンテンツ、資料およびその他の情報。
- 1.9 **イベント**: 出展契約申込書に記載された主催者が主催する展示、会議、ショーまたはその他のイベント。
- 1.10 **事件料金**: 出展契約申込書に記載されるパッケージについて、お客様を支払うべき金額。
- 1.11 **不可抗力事象**: 主催者の合理的な支配を超えて発生した、これには政府の規制もしくは措置、制裁の発動、禁輸措置、軍事行動、テロ行為もしくは戦争、内乱もしくは暴動、伝染病、パンデミック、火災、天災、水害、干ばつ、地震、自然災害、国家の紛争、大規模な暴動、暴徒の襲撃、暴民の横暴もしくは蜂起、労働争議、公共サービスの中断/停止、または核汚染、化学汚染もしくは生物汚染を含みますが、これらに限定されません。)
- 1.12 **インフォマグループ**: 最上級の親会社が Informa PLC であるすべての事業体を指します。
- 1.13 **知的財産権**: 商標、商号、ドメイン名、ロゴ、意匠権、著作権、データベース権、著作人格権、営業権、秘密保持権、ノウハウおよび営業秘密の権利ならびにその他すべての知的財産権または類似の権利であり、登録の有無を問わず、現在または将来において世界的にいずれかの場所に存在するもの。
- 1.14 **マニュアル**: イベントに関し主催者がお客様に提供し随時更新する、マニュアル・サービス・キットまたはガイド。
- 1.15 **マーケティングサービス**: 出展契約申込書に記載されるスパonsorシップのマーケティングサービス要素。(これには、宣伝キャンペーンによる第三者へのEメール配信を制限することなく含む場合があります。)
- 1.16 **本件資料**: お客様またはその職員が提供するすべてのコンテンツ、資料およびその他の情報。(お客様の名称、プロフィール、製品またはサービスの説明、ロゴ、コピー、文章、写真、音声、ビデオ、アートワークまたはコンテンツセッション・データを含みますがこれに限られません。)
- 1.17 **開催前日**: イベントの一般公開の開始が予定されている日。
- 1.18 **主催者**: パッケージ提供にかかる出展契約申込書に記載されている、インフォマグループの事業体。
- 1.19 **オーナー**: 会場の所有者、経営者または運営者。
- 1.20 **パッケージ**: 出展契約申込書に記載され両当事者により随時更新される、イベントに関連してお客様が購入した、スペースもしくははスポンサーシップまたはディレクトリもしくははデバイスのパッケージ。
- 1.21 **職員**: イベントに関連していずれかの当事者が従事させまたは雇用する従業員、コンサルタント、代理人、その他の担当者もしくはは請負業者(またはそれらの従業員、コンサルタント、代理人もしくははその他の担当者)。
- 1.22 **報告すべ違反**: 個人の欠席、不正または違法な処理、破壊、紛失、破壊、改ざんまたはアクセスにつながるセキュリティ違反。
- 1.23 **スペース**: 出展契約申込書に記載された、お客様に割当てられる展示スペース。
- 1.24 **スポンサーシップ**: 出展契約申込書に記載された、パッケージのスポンサーシップにかかる要素またはプロモーション的要素。(広告、スポンサー向けマーケティングサービスまたははマーケティング機会、コンテンツ・セッションへの貢献または実施を含みますがこれに限定されません。)
- 1.25 **会場**: イベントが開催される会場。

2. バック

2. 出展契約申込み者が主催者に提出したと、本規約に従ったケースの購入申込みは、お客様はご自身で取り止めることができます。出展契約申込み者の提出は、お客様がイベントで表示すること、またはイベントに他の方法で参加することを許可されます。(ii) 会場内の特定の掲示・POP、セクション、またはブース内に掲げられること、または(iii) お客様の掲載に基づき実際のパッケージ(スベアの広さまたはスペースゾーニングの範囲を侵害すること)を決定することを確認するものではありません。主催者は、いかなる場合でも出展契約に同意せず権利を留保します。主催者や承認の権限を有しない第三者による、またはその他の方法によります。)のお客様へ送付する場合に限り、変更の有無に関係なく、拘束力のある契約が発効すると見なされ、出展契約に定める条件、規定、および条約の適用を受けるものと見なされる場合があります。また、両当事者の書面に当該契約に合意しない限り効力を生じません。本規約は本規約に使用されるが、お客様が適用または包含を求めたその他の条件、または取引

3. 本件料金

- なおお客様は、出展契約および書面に記載される支払条件に従い、本件料金を決済済みで支払うものとします。主催者が支払ったお客様に特定した銀行口座からの銀行口座引当、お客様が本件料金を（またはその一部）を支払った場合、主催者はいかなる責任も負わないものとします。特に、主催者は、銀行口座変更にかかわらず虚偽の連絡、例えば主としてお客様の詐欺行為と見なされ限定された第三者による詐欺に起因するばらばらに関連してお客様またはその職員が被害にあつた、または支払った損失、損害、費用、請求または経費について責任を負わないものとします。主催者が指定した銀行口座への本件料金の支払のみが、本契約に基づいてお客様の支払義務を満たすものとします。主催者の指定した銀行口座の変更をお客様に通知する通達を、お客様が受領した限りにおいて、お客様は、当該通達の真正性について主として主催者に直接証明する必要があるとします。主催者が、自ら決定した銀行口座において定期的に本件料金を決済済んで受領し続ける場合、主催者は、自ら負得るその他の権利または影響を与えることなく、以下の権利を有するものとする。①お客様およびお客様のパートナーの立ち入り権限を拒否する。②(ハ)利息適用の決定前期限満期後に発生した未払い金と本件金額との差額に関する権利。③本件期限日以後に発生した未払い金と本件金額との差額に関する権利。④本件期限日以後に発生した未払い金と本件金額との差額の全額を返済義務に転換するものとします。
- 同当事者は、主催者がお客様料金の全額を受領し、銀行手数料およびその他の支払品を手数料、および(B)該諸々の消費税、物品サービス税、売上税またはサービス税（が本件料金に加えて）お客様が単独ですべて支払うことを同意いたします。本件料金の全部または一部に關連して源泉徴収税の支払義務が発生する場合、その限りにおいて、お客様は、当該源泉課税額を該する事務担当員に直接支払ひ、支払ひ証明書を含む有効な証明書を主催者へ提供する必要があります。有効な証明書が提供されない限りにおいて、または主催者が源泉徴収税の払戻しを受けることができない限りにおいて、本件料金の金額は、当該源泉課税額を補うために必要な金額を増額するものとします（当該増額自体に課税される源泉課税額について「グロスアップ」するために必要な金額を含みますが、これに限定されません）。
- なおお客様は、オーナーまたは主催者がイベントの安全かつ効率的な運営のために特定の決定を行うべき可能性があると認め、これに同意するものとします。これは公共サービス（電気など）の接続および消費ならびに展示スペースパッケージング施工完了確認作業の監督と安全監査が含まれますが、これに限定されません。当該サービスは、オーナーまたは主催者が主催する各事業員から手配提供されるものと、お客様が当該サービスについて当該諸事業員を使用することと本契約の条件とします。当該サービスの請負人は、**諸貴方金**の提供を受け、開催されるイベントの立入りを許可するものとします。主催者は、この文書の第15条に基づき、お客様の支払いが各事業員によって適切に行われなかった場合に、お客様の支払いを各事業員に対して追徴する権利を有するものとします。お客様が本件支払条件に従って諸貴方金を支払っていない場合、主催者は、その単独の裁量により、(A) 当該諸貴方金を自ら支払ひ、これをお客様に直接請求する。または(B) お客様が本契約については正しく不能なく重大な違反を犯したとみなし、第 15 条に基づきお客様の権利行使を行わずに賠償を求めるものとします。

4. お客様の一般的義務

9. お客様は、おすべての法律（贈収受贈法、腐敗防止、貿易管理）に準拠しおよび輸出規制に関連するその他の法規を含みますが、これに限らず、(ii) パッケージの要素に関連して主催者またはオナーが随時発行するすべての規則、規定および指示（衛生、安全および公衆注意に関するものを含む）を、ここに限定されず、ならびに(iii) マニアルの規定（それに記載されたすべての業務上の要件を含みますが、これに限定されません）、遵守する必要があります。
- 4.2. お客様は、以下を保証、表明および約束します。(i) 本契約を締結し、本契約に基づきこの義務を履行する権利、権原および権限を有していること、および(ii) お客様を代表して本契約に署名するか、その他の方法により正式に本契約を受諾する者は、当該行為を行うために必要な権限を有していること。
- お客様は、自己の職責として、主催者、オナーまたはその他のイベント実施者に不快感、迷惑または不都合を及ぼすような行為を行わないものと、(iii) 主催者、オナーまたはイベントの評判に影響を与えかねないものと、または(iv) 会場もしくはその敷地内において、いかなる理由によっても、けじめなく付与品目に損害を与える。また、とやまなことをしないものと。
- 4.4. お客様は、パッケージまたはイベントに関するすべての事項について、主催者に誠実に協力するものとします。何らの制限なく、お客様は、パッケージに関して主催者が合理的に要求し得るすべての情報を主催者に提供し、当該情報が正確であることを保証するものとします。
- 4.6. お客様は、イベント開催直前または開催開始の入国または立ち入りのために必要不可欠なパスポート、ビザおよびその他の文書を取得する責任を単独で負うものとします。お客様またはその職員がかかる文書を手に入れたかたにイベントに来場できない場合でも、本件料金の全額の支払義務は継続するものとします。
- お客様は、お客様がイベントに参加し、その展示物をディスプレイするために必要なライセンス、規制上の承認、税関認可またはその他に必要な承諾（お客様のまたはその職員による音楽またはその他の音声もしくは映像資料の演奏に必要なライセンスまたはその他の必要な承諾を含みますが、これに限定されず）、を取得する責任を負担せざるを得ないものとします。
- 4.7. お客様は、主催者の許可なしには、写真撮影機材、ビデオカメラ、携帯電話、デジタル録音機またはその他のイベント関連で作成されるプロモーション資料に掲載されること、または(vi) イベントのウェブサイトに掲載されることを承諾するものとします。主催者はかかる掲載／掲出につき適切な注意を払いつつしますが、発生する可能性のある誤解、説明または引用に関しては特に責任を負わないものとします。
- 4.8. お客様またはその職員によるイベントの無断許容、録音および写真撮影、並びにイベントでの音声または映像資料の有料配布は、明示的に禁止されるものとします。お客様またはその職員は、「第 4 節」条の規定に従って記録された媒体を開きません」。資料を主催者に引き渡さなくては、または主催者の要請に応じて廃棄すること。および(vii) のような資料の著作権侵害若しくはその他の財産被害は、当該資料の作成時に無効かつただし主催者に帰属することに同意するものとします。
- お客様は、主催者およびその職員によるイベントの撮影、録音および写真撮影が許されると認識すると共に同意するものと、これはにお客様の職員に対象となる可能性があるも撮影、録音および写真撮影が含まれます場合に限り「限定されない」（以下【コンテンツ】といふ。）のお客様は、自己の職責として、イベントの撮影、録音および写真撮影に対して上記を認めることに同意するものとします。お客様は、主催者がコンテンツに対するすべての権利の独占的な所有であることと認め、これに同意し、これを同様に（対外的にも一切複製、改変、転載、再送信、公開利用またはこれらの類似した活動）をお客様とする可能なあらゆる一切の請求を受ける可能性があります。主催者は、創制なく、監視せず若しくはその他の目的のために、あるいは支払った報酬に伴わず、世界のどこかの場所においても、いつでも、任意の方法で使用することができ、あなたが望むよりも長い期間使用することを許可するものとします。
- 4.10. お客様は、本契約の性質にかかわらず、これに記述されていないおおよそパブリックの場でその権利の行使を放棄することと同意し、さらに同意し、またお客様は、いかなる理由によっても第三者に開示しないよう拘束されます。

5. データ保護

- [illegible]

6. スペースに関する特定の条件

- [illegible]

7. (マーケティングサービスを含む)スポンサーシップに関する特定の条件

- [illegible]

- お客様は、デレック・Hのアクセスに使用されるすべてのユーザおよびパスワードが秘密であると。お客様のほかの職員（場合に限り）固有のものであると認め、これに同意します。 お客様は、当該ユーザもしくはパスワードの他人による使用を許可してはならず、またその職員にこれを許可しないものとします。 またお客様は、当該ユーザまたはパスワードを使用する者の行為がすべて又は部分として責任を負うものとし（お客様またはその職員の職務が当該使用許諾にかかると問いません）。 お客様は、ユーザもしくはパスワードの不正使用または権利に関するその他のセカリティ違反を知知した時点で速に通知する必要があります。
- 8.4. お客様は、この利用規約で定められた規定に従って本サービスを利用していただきたく存じます。 貴客が本サービスの提供を受けるにあたり、貴客が提供する情報は正確であり、完全かつ最新の状態で維持しなくてはならないと自ら判断したデレック・コンテンツを削除する権利を留保します。 お客様は、デレック・コンテンツが第三者の知的財産権を侵害しないことを確保することにお客様は、デレック・コンテンツの利用者および法律上の確据に基づいて責任を負うものとします。
- 8.5. すべてのデレック・コンテンツは、秘密性がなく、非専有的なものであるものとします。 お客様は、法律上より認められる最大限の範囲で、デレック・コンテンツに対する著作人格権を放棄します。
- 8.6. お客様は、デレック・コンテンツが以下のおおきくであることを保証、表明および約束します。(i)正確かつ完全であること。(ii)お客様自身の原著作品である(お客様が著作権者であること)。これはお客様に関連する第三者(著作権者および規制当局を含みますが、これらに限られません。)から著作権および他の法益に関する権利処理、承認、承認、ライセンスまたは許与を取得していること、それらの場合において、お客様はバックstageに関連してデレック・コンテンツを無制限な主権者の利用に供する權利を持っています。第三者的法的利益や他方との契約関係などを含むものの、お客様は、上記(i)-(iii)のいずれかを満たすことができない場合には、かかる権利行使のために必要な合理的努力を怠るべきではありません。お客様は、これらの義務を履行するために必要となる費用を支払わなければならないこと、および(vi)デジタル形式で提供されるときも、ソースコードおよびその他ソフトウェアまたはいかなる種類の不正要素もなく、主催者のシステム、発行物、ウェブサイト、プラットフォーム、媒体もしくはその他の資産の運用に対し、またはこれらの利用者に対して、いかなる悪影響もあり得ないことを保証します。
- 8.7. デレック・コンテンツがお客様の製品またはサービス(デレック・アクセッダードにある可能性のある画像と詳細)に関する情報を含む場合は、その範圍においては、お客様はさらに、当該情報が一般的情報のみに限定され、専門的助言ではないことを表明、保証および約せられます。 お客様は、デレック・コンテンツがお客様自身の商業活動のみに関わるものであり、それが公衆向けでないことを保証することを要するものではありません。
- 8.8. 本規約第 16.4 条を制約することなく、お客様は、以下の下に開示されたデレック・コンテンツに記載または関連連通して、主催者が代表するイニテチアグループメンバーが被ったまたは負担した損失、損害、費用、請求または経費(第三者の請求を含みますがこれらに限定されません。)に対して主催者を補償するとともに、(i)デレック・コンテンツの不正確性もしくは不完全性、(ii)デレック・コンテンツに関する第三者の知的財産権の侵害、
- 8.9. 主催者は、デレックが法的的に、安全に、または中断されないように動作することを担保することはできません。 主催者は、そのような一時的な利用停止または故障もしくはその他の有害な要素に対しても責任を負いません。主催者は、いかなるときでも、その理由を問わず、以下を行う権利を留保します。(i)デレックの内容の一部または全部を変更、修正、停止または中止すること。(ii)デレックの技術仕様を変更すること。(iii)保守、アップグレードまたはセキュリティ上の問題に対処するため、デレック/Hのお客様および他の職員のアクセスを一時的または永久的に禁止すること。
9. 主催者は、デレック(H内)で行われる、または参照されるその他ユーザーの利用またはそのコンテンツについて、その内容を保証せず、またはその内容に責任を負いません。また、主催者は、他のウェブサイト上または他のウェブサイトを通じて利用可能なコンテンツ、製品またはサービスの利用またはそれへの依存に起因して、またはそれにに関連するお客様のほかの職員が被ったまたは負担した損失、損害、費用、請求または経費について責を負わないものとします。
- 9.1. お客様は、デレックに使用する際、デレックがホスティングされているウェブサイトに表示されるウェブサイトの利用規約または公正もしくは許容可能利用方針に於て述べられていることに従うことを求め、これに同意します。
- 9.12. お客様またはその職員の署名、印、または当該サイン、スタンプ、シール、封筒、電子メール、または明示または暗示された方法での任意の方法で送信された電子メッセージを利用規約または公正もしくは許容可能利用方針に違反した場合、主催者は、自ら享有するその他の権利または救済手段に影響を与えずに、いつでも、どこまでも、何れの手続きによらず、お客様またはその職員の署名、印、または当該サイン、スタンプ、シール、封筒、電子メール、または明示または暗示された方法での任意の方法で送信された電子メッセージの使用および複製を拒否する権利を有することに同意するものとします。
- 9.13. デレックに関して主催者が負っている総額は、その発生事由にかかわらず、専らデレックに関してお客様が受けた本件案件の金額を上回しません。

9. デバイスに関する特定の条件

- 9.2. お客様がパッケージの一部としてデバイスを受領する場合、本規約第9条以下の条件が適用されるものとします。出張契約申込書には、お客様がイベントで使用するためのデバイスを注文することが必須である旨が規定される見込みであります。お客様は、すべてのデバイスが主催者の指定する第三者供給業者（以下「**デバイス供給者**」）により提供されることを認む、これに同意するものとします。デバイスの使用により、お客様は、デバイス供給者が提供する見込みの各々獲得サービスを利用できるようになりますが、見込み各々獲得サービスの開始および使用にあたり、お客様はデバイス供給者の利用規約に同意し、これを遵守する義務があるものとします。デバイス供給者の利用規約に同意することにより、お客様とデバイス供給者は、かかる見込み各々獲得サービスの有効性および使用に関して別途契約を締結しなされず、デバイス供給者が、デバイス供給者の利用規約に従い、お客様による見込み各々獲得サービスの利用を終了する権利を行使した場合でも、デバイスに関連してお客様が支払った本件料金は一切返金されません。
- 9.3. お客様は、デバイスを用いてイベント会場でのバジンをスキャンする前に、会場者から必要とするお客様をこの条項に同意するものとします。お客様は、デバイス供給者がデバイス供給者の利用規約に従い、見込み各々獲得サービスに関連してお客様またはその職員が収集したすべてのデータをホスト管理することを認め、これに同意するものとします。特に、お客様は、デバイス供給者がデバイス供給者の利用規約に定める目的のために、お客様が見込み各々獲得サービスを使用して収集した特定のデータを主催者に開示する場合があることを認め、これに同意するものとします。
- 9.4. お客様またはその職員が本第9条に規定した場合、主催者は、自らもその他の権利または救済手段に影響を及ぼさず、お客様に責任を負うことなく、デバイスがお客様またはその職員によって使用不能となり、ただちにデバイス供給者に返却されるよう要求する権利を有します。
- 9.5. お客様は、デバイスが、主催者の代表としてデバイス提供者またはお客様に提供されることを認め、これに同意するものとします。お客様は、デバイス供給者の指示に従いデバイスを回収・返却するものとします。お客様は、お客様がデバイスを返却しないこと、またはお客様またはその職員によるデバイスの破損に起因または関連して主催者またはインフォर्मーションのメンバーが何らかの損失、損害、費用、請求または経費を被ったまたは負担した場合、それを賠償するものとします。デバイスに不意な故障、誤作動、不具合もしくは正常性の問題が発生した場合、またはデバイスおよび/もしくは取り戻されたデータに関連してその損失または損害が発生した場合、お客様は問題を解決するためにデバイス供給者に連絡するものとします。お客様は、かかる問題に関連してまたはそれから発生しお客様が受ける、主催者に対する一切の請求権を放棄しうけ放棄します。デバイスに関連して主催者が負う責任の総額は、その発生事由に関らず、専らデバイスに関してお客様が支払った本件料金の上限とします。

10. 来場者、視察団体およびお客様の職員の入場証

- 10.1. 訪問者用入場証または視察団体用入場証がパッケージの一部として発行される場合、それらは(状況に応じて)訪問者または視察団体(該当する場合)に適用される主催者の諸条件がその年度有効であることを条件に発行されるものとします。お客様には、イベントで勤務する職員(該当する場合)のための入場証が(主催者またはオーナーのいずれから)提供されるものと、当該職員は、イベントで要請される場合当該入場証を提示する必要があります。主催者は、有効な入場証を持たない者の立入りを拒否する場合があります。入場証は、発行を受けた人の名前でのみ有効であるものとします。

11. 付与される権利の制限

- 11.1 イベントおよびパッケージに関する主催者の権利は、本契約に記載された権利に厳密に限定されます。お客様は、自己のウェブサイトをまたはソーシャルメディアにおいて、イベントへ来たお客様が参加の事実を公表することができるものとします(イベントのウェブサイトにリンクを張ることと必ずしもそれに限定されません)。ただし、主催者は、いつでもお預かりの理由の如何を問わず、お客様に当該広告の削除を要求することができ、お客様は、当該要求に速やかに従わなければならないものとします。お客様は、本契約に明示的に定められている場合は主催者が書面ですべて承諾がある場合を除き、(i)イベント特定のウェブサイトを開設すること、または(ii)その他の方法でイベントまたは主催者との関係を宣伝または広告することはできません。本契約のいかなる定めも、主催者またはインフォグラフィックのメンバーの知的財産権を使用または利用する権利、許可またはライセンスをお客様に与えるとは解釈されないものとします。

12. イベントの変更

- 12.1. 本契約の他のいかなる規定にもかかわらず、主催者は、イベントの形式、内容、場所、会場、開場時間、期間、日付またはその他の時期をいつでもいかなる理由でも責任を負うことなく変更する権利を有します。当該変更が行われた場合にも、本契約は両当事者を引き続き拘束するものとしますが、ただし、当該変更を考慮して主催者が必要とみなすとおりに、パッケージの修正が行われるものとします。

13. 主催者によるイベントの中止および日程変更

- 13.1 主催者は、いつまでも合理的理由なくともイベントの開催を中止し、延期、不実施または実行不可となる場合、ある主催者が考えうるような抗力事象の発生を含め、それに限定しません。イベントの開催は取消取消。または変更する権利があります。
- 13.2 イベントの日程が当初予定されていたイベント開始日から12か月以内の新しい日程に変更された場合、ある主催者が取消または延期する場合であっても、次の暦年のどこかで、その1年に開催されるイベントの場合、2度、3度目のどこかでイベントが開催されることを主催者が合理的に予想する場合、本契約は引き続き完全に効力を有するものと、当事者の義務は、当初予定されていたイベントに適用されたと考えられる形と同じ形で、新しい日程のまたは次回開催時(該当する場合)のイベントに適用されるものとみなされます。延期を避けるために付する。本契約第13.2条のなかの決定は、出展契約の返書に記載される条件に基づき本件料金の支払主とお客様を免除するものではありません。
- 13.3 イベントが中止され、次の暦年のどこかで2年1度開催されるイベントの場合は、2 暦年のどこかでイベントが開催されることと主催者が合理的に予想しない限り、本契約は、いかなる責任を伴うことなく終了するものとします。この場合、お客様のご選択により、戻しを支払った本件料金があれば返還される。または既に支払われた本件料金をすべてクレジット・ノートが唯一の残りのものと、お客様は、本件料金をすべて引いて以降支払う予定した部分の支払を免除されるものとします。
- 13.4 お客様は、イベントが取り消されたまたは日程変更された場合、本第13条の規定がお客様に認められる唯一の救済措置であり、主催者のその他の一切の責任が本契約により明示的に排除されることを認め、これに同意するものとします。

14. お客様による解約

- 14.1 出展契約申込書に明示的に記載される場合は除き、お客様 バッページの申し込みを取り消すことができます。本契約を解約する権利を有していません。本規約または出展契約の申込書に明示的に記載されている場合は除き、払い戻しは行われず、本件資金の全額のお客様負担と承知することとします。
- 14.2 出展契約申込書においてお客様が出展契約の明示的に定められている限りにおいて、お客様は主催者に書面で通知した上でパッケージを解約することができます。ただし、主催者が本規約第 15.1 条に基づき本契約を終了する権利を有する場合を除きます。お客様は本規約第 15.1 条に基づき本契約を終了する権利を行使した場合、お客様の責任として、当該解約手数料を自己負担することとします。当該解約手数料を決定する上で、対象日は当初予定されていた開催初日を参照して決定されたものとします。第 13.2 条に従って変更された新しい開催日(予定日)を参照して決定されたものでもありません。

15. 終了

- 主権者は、以下でいわれるが該当するものがあるとき、お客様への書面での通知を問わずに、責任を負うことと本契約を終了することができます。①お客様が、本契約またはお客様とインフォマテックグループのメンバーとの間その他契約に基づきお客様の義務のいずれかに重大な違反をした場合、当該違反は正不正であるかを、または正不正である場合には、お客様が当該違反に係る内容に関する通知を受領後 14 日以内にイベントの開催前日までに、またはバナー広告の構成要素を予定日前に提供した後に、前記で違反の是正に必要なより短い期間内)以内に②お客様が当該違反を修正しない場合、③お客様が計算を開始するか、支払不能であると宣言されるとき、管理人が任命される(またはその旨の指示を受ける)か、事業を停止するか、またはいずれかの管轄区域で類似した状況が発生した場合、または④刑事上の犯罪につき有罪判決を受けるとき、またはたれ他自身もしくは代理人によるお客様の評判や信用に対する行為を行った場合。主権者の特約第 15.1 条に基づく本契約を終了する場合、主権者は、自己が自認する他の権利または救済手段に影響を与えずとも、お客様から受領した本件資料の払い戻しを要求することなく、またたに支払ひ戻しが行われるまでの本件資料の種類(または状態)に応じて、全額に関する請求書を提出する権利を有するものとします。
- 主権者は、⑤お客様とのバナー広告提供がイベントごとで最終的になり、または主権者がたとて正當な商業上の利益にならないと自ら完全な裁量により判断した場合、特定の個人/団体または特定の地理的地域所における取引を中止するよう法律の下で要求された、または金融機関より指示を受けた場合、または⑥お客様がイベントの取消しを決定し本契約が第 13.2 条に従って完全に解除されることが希望しない場合、お客様に書面でお知らせすることによりつて責任を負うことと本契約をただちに終了するものとします。主権者はこの通知を、お客様が本件資料の取り消しを決定した日から起算して 7 営業日のうちに送付する必要があります。この通知を送付した後、お客様は、本件資料の残存部分の支払を免除されるものとします。お客様は、本規約第 15.1 条に基づく主権者が行うことができるのは本件資料の払い戻しはお客様の唯一の救済手段であり、主権者のその他のすべての責任がここに二重に明確化されていることに同意します。
- 本契約の終了および、主権者は、自己が自認する他の権利または救済手段に影響を与えることなく、何人責任を負わずにお客様の展示ステーションを開閉し、お客様の職員をイベントから移動させ、本件資料の上に置いて、お客様の展示物または他の財産を(お客様の危険負担および費用負担にて)除去する、販売する、またはたれ他の方法で処分する権利を有します。主権者は、パッケージについて適切とみなすあらゆる部分を自由に再販できるものとします。
- 本契約の終了は、終了日までに生じたすべての当事者の権利、救済、義務または責任に影響を与えないものとします。
- 第 1 条、第 3 条、第 5.2 条、第 7.4 条、第 7.5 条、第 8.8 条、第 8.13 条、第 9.6 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 19 条および第 20 条は、本契約の終了後も存続するものとします。

16. 責任および補償

- 16.1 お客様は、(i)イベントの出展者、スポンサーまたは来場者の権利を、本条または所在、(ii)イベントに参加する出展者、スポンサーまたは来場者の数または(ii)イベントの開催の状態、会場での使用のための結果やお客様が達成する可能性のある(商業的またはその他の)利益または成果に関するものを含むがこれに限定されず、イベントまたはパッケージ全般についてある保証を行わないものとします。主催者はまた、(a)参加したお客様の数、パッケージの使用のために提供される公共サービス、または(ii)イベントの際に出展者、スポンサーまたは参加者によるマーケティング、展示または販売された製品またはサービス、またはお客様が当該出展者、スポンサーまたは来場者との間で行われるツッチアップの仕組み、取引またはその他の決定やイベントの結果として実現できる可能性のある(商業的またはその他の)利益または成果に関してある保証を行わないものとします。本規約に定められる場合を除き、主催者は、法律で規定されている最大限の範囲において明示的に記載されていないイベントおよびパッケージに関するあらゆる条件、制約、保証、表明および免責を排除します。
- 16.2 主催者は、イベントまたはその提供を含め、第三者が提供するサービスまたはオナーが供給する公共サービス、AV、セキュリティ・ルーム/フロア、展開スタンド/シルスクリーン/パノラマの検査、衛生安全監査、スタッド設置、シルスクリーン、グラフィックス、貨物輸送、物流、輸送サービス、イベントまたはその提供を含め、これらにより限定されず、(iii)に関連して第三者が提供するサービスに起因してお客様またはその職員が人身または負傷した損失、損害、費用、請求または経費について責任を負わないものとします。上記を制限することなく、お客様は、オナーまたは主催者の委任を受けた公的な推薦された請負業者がお客様に提供するサービスを、お客様と当該請負業者との間で訂立連結される契約の対象であることと認め、これに同意するものとします。
- 16.3 第16条を前提として、(i)お客様は、お客様およびその職員によるイベントへの参加または出席に伴い随時、これに起因して、またはこれに関連して発生するすべてのリスクを明示的に引き受けるものとします。(ii)主催者はお好みインフォグループのいずれかのメンバーも、(a)間接的、結果的、特約的、付随的または経済的損失または傷害、実質的所有または予期せぬ利益または収入の喪失、事業の喪失、機会の喪失、これらの喪失、その他の喪失または破壊その他種類の経済的損失または傷害、または(iii)お客様および/もしくはその職員または、第三者、その財産および個人財産の喪失(または盗難)、疾病、負傷または損害については、(a)または(b)の場合、故意、疏忽、不可抗力またはその他に起因するから免除する。責任を負わないものとします。(iii)主催者はお好みインフォグループのメンバーが本契約の下またはイベントおよび/もしくはイベントに関連して(その発生を問はず)にお客様およびその職員に対して負任意の金額の合計額は、お客様が支払ったイベント料金の総額を上回ります。
- o お客様は、(i)お客様またはその職員の行為または不作為により生じた財産の損失もしくは損害または人身の傷害、疾病もしくは死亡、(ii)パッケージに関する、お客様またはその職員によるイベントまたはデイルトにおける展示物(偽造品を含むがこれに限定されません)の展示または本件資料または(iii)コンテンツの複製または使用が第三者の知的財産権の侵害を構成するなどの第三者の請求、(iv)お客様またはその職員による法律違反、(v)お客様がパッケージの一部としてデータシステムを受領した場合に及ぶ、お客様またはその職員による本条第5.2条の不遵守、ならびに(vi)お客様が第6条に基づきスポンサーの財産を共有する場合に対する、当該スポンサー共有者またはその職員の行為または不作為に関与して主催者またはイベントフォームグループのメンバーが損失、損害、費用、請求または経費を負担しないものとします。
- 16.5 お客様は、本契約に基づく義務の履行遅延または不履行が、本契約で定めた合理的な協力、履行または承認、同意、情報または本件資料の提供におけるお客様側の過誤、不履行または誤りに起因する場合、本契約の違反とはならず、当該履行遅延または不履行について責任を負わないものとします。拒絶を避けるために付与すると、本規約第16.5条のいかなる規定も、本契約に基づき事件料金の支払からお客様を免除するものではありません。
- 16.7 本規約のいかんを定め、法律により排除または制限することができない責任を免除または制限するものではありません。
- 16.8 お客様は、本件料金に照らし、本規約第16条の規定がイベントを主催する者およびパッケージの提供者としての主催者を保護するために合理的な規定を上回るものであることをここに認め、これに同意します。

17. 保險

- 17.1 お客様は、本契約に基づき以下の活動に関与し、十分な配慮に入ることと求められます。この活動は、お客様によるイベントへの参加（搬入/搬出または搬出が）含まれますが、これに限定されません。上記を制限することなく、お客様は、人身傷害、死亡、ならびに財産の損害または損失に対して、1 事故または 1 請求あたり本マニュアルに定める最低金額以上の補償を行う、一般賠償責任保険および従業員賠償責任保険を公に認められた保険会社と契約し、当該保険契約を維持するものとします。主催者は、お客様に要求することにより、お客様の保険証券および保険料払込金の受領証を確認することができるものとします。
- 17.2 お客様は、イベント（搬入/搬出または）に関連してお客様が関与する請負業者について十分な保険を付保するものとします。上記を制限することなく、お客様は、そのような請負業者が、人身傷害、死亡、ならびに財産の損害または損失に対して、1 事故または 1 請求あたり本マニュアルに定める最低金額以上の補償を行う、一般賠償責任保険および従業員賠償責任保険を公に認められた保険会社と契約し、維持していることを確実なものとし、主催者は、そのような請負業者に要求することにより、請負業者の保険証券および保険料払込金の受領証を確認することができるものとします。
- 17.3 第 6 条に基づきお客様によるスペースの共有が認められている限りにおいて、第 17.1 条から第 17.2 条までの規定（両方を含む）は、お客様に適用されるのと同じ形式でスペース共有者に適用されるものとします。
- 17.4 保険料について満足できる結果が提供されない場合、主催者は、お客様の参加権限のうちに明示された権利を含むものと（スペース共有者の参加権を含まず）これに限定されません。お客様は、いかなる私法上受ける権利も持たないものとします。

18. 持續性

- 18.1. 主催者は、持続可能な方法でその業務を運営することにより、イベントにおける効率性および卓越性を達成することに努めるものとします。これを達成するために、お客様は、マニュアルに定めるまたは主催者が書面によりお客様に通知するすべての持続可能性要件（合理的な行動）を遵守するものとします。

19.1. 主催者は、

- [illegible]

20. 準拠法および裁判管轄

- 20.1. 本契約は、すべての点において、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。またお客様は、本契約に関するすべての目的において、日本の裁判所の非専属的管轄